

確認問題集 セレクト解説 第7回目

P178 【第27章 退職給付会計】05.

【参考問題】～退職給付会計（2010年度論文本試験）

「退職給付に係る会計基準」によると、退職給付債務は、退職時までに合理的に見込まれる退職給付の変動要因を考慮して見積られる将来の退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額を基礎として計算することとされている。このように、期末時点の退職給付の支払額のみに基づくのではなく、将来の退職給付見込額を基礎として計算する方が退職給付の実態をより適切に反映できる理由を説明しなさい。

【解答例】

A：退職給付債務の測定

- ・ 実際の退職給付の支払いは、退職時における退職給付の額に基づいて行われるものである。
↓そのため
- ・ 退職給付債務は、**確実に見込まれる昇給等の合理的に見込まれる退職給付の変動額を考慮して計算すべきと考えられる。**
↓したがって
- ・ 期末時点の退職給付の支払額のみに基づくのではなく、当該変動要因を考慮した将来の退職給付見込額を基礎として計算する方が、**退職給付の実態をより適切に反映できる**といえる。

P178 【第27章 退職給付会計】06.

【参考問題】～退職給付会計（2014年度論文本試験）

「退職給付に関する会計基準」では、期間定額基準を認めるべきとする見解と認めるべきではないとする見解が示されている。これに関して、期間定額基準を認めるべきとする見解を、無形固定資産の償却との共通点に着目しながら説明しなさい。なお、解答にあたっては、具体的な数値を用いる必要はない。

【解答例】

A：期間定額基準を認めるべき理由

- ・ 無形固定資産については、経済的便益の費消態様を直接観察できないため、合理的な仮定を置いた費用配分の方法として、期間を基礎とした償却が行われている。
↓ここで
- ・ 我が国の退職給付会計では、退職給付見込額の期間帰属方法を費用配分の方法として捉えており、同じく直接観察できない労働サービスの費消態様に合理的な仮定を置かざるを得ないことを踏まえれば、労働サービスに係る費用配分の方法は一義的に決まらず、勤務期間を基礎として費用配分する期間定額基準を否定する根拠は乏しいといえる。
↓したがって
- ・ 期間定額基準を認めるべきと考えられる。

【参考問題】～退職給付会計

「退職給付に関する会計基準」では、期間定額基準を認めるべきとする見解と認めるべきではないとする見解が示されている。これに関して、期間定額基準を認めるべきではないとする意見を説明しなさい。

【解答例】

A：期間定額基準を否定する見解

- ・ 期間定額基準によれば、労働サービスに係る費用は全勤務期間において均等に認識されることになる。
↓しかしながら
- ・ 従業員より提供される労働サービスは勤続年数の増加に応じて向上すると考えられるため、労働サービスに係る費用も、これに応じて増加させていくべきであると考えられる。
↓また
- ・ 勤務をしても退職給付が増加しない期間においては、退職給付に見合う労働サービスの提供はないと考えられるため、労働サービスに係る費用を認識すべきではないと考えられる。

P178 【第27章 退職給付会計】 11.

○予測と実績の乖離 ⇒ 残存勤務期間を経て退職時に一致する性格

○予測数値の修正も反映 ⇒ 見積りの変更の性格

⇒ 一定期間で
一部ずつ費用
処理